

赤井川村地域防災計画（素案）に対する 意見募集（パブリックコメント）の実施について

村では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、平成25年より赤井川村地域防災計画を定めております。

北海道地域防災計画が令和3年11月に修正されたことから、赤井川村地域防災計画もこれに伴い修正を行いましたので、この計画素案に対する意見を村民の皆様から募集致します。

1. 地域防災計画とは

地域防災計画は、赤井川村防災会議が作成する計画であり、赤井川村の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関がその機能を期することを上げて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するための事項を定め、防災の万全を期する事を目的とする計画です。

2. 意見募集する計画案

赤井川村地域防災計画【本編・資料編】

赤井川村地域防災計画【原子力防災計画編・資料編】

赤井川村地域防災計画【原子力防災計画 原子力災害避難計画編】

赤井川村水防計画

3. 意見募集期間

令和4年3月3日（木）から令和4年3月14日（月）午後5時必着

4. 意見提出できる方

計画策定という政策の場に参加いただくという観点から、次の方に限らせていただきます。

- ① 村内に住所を有する方
- ② 村内に通勤されている方
- ③ 村内に事務所又は事業所を有する個人、法人等
- ④ 村内で活動されている各種団体

5. 計画素案の閲覧

- ① 赤井川村役場総務課企画地域振興係窓口
- ② 赤井川村ホームページ掲載

6. 意見提出の方法

別紙様式により、次のいずれかの方法により提出願います。様式は、赤井川村役場総務課企画地域振興係窓口、赤井川村ホームページよりダウンロードしてください。

(1) 赤井川村役場総務課へ直接又は郵送提出

(2) FAXによる提出：FAX 0135-34-6644

※計画策定という政策の場に参加いただくという観点から、責任ある立場でご意見を提出いただく必要があるため、匿名でのご意見は、パブリックコメントとしてお受けすることはできません。

※電子メールでの提出は、赤井川村のセキュリティの関係でメールでの添付ファイルが受信できないため、お受けすることはできません。

7. 意見概要の公表

皆様からお寄せいただいたご意見につきましては、意見概要としてまとめ、本村の考え方とともに、後日ホームページで公表しますので、個々のご意見に対する直接の回答は致しません。

※ご意見以外の内容（住所・氏名等）は、公表されることがありません。